

日本国憲法は1946年11月3日に公布され、1947年5月3日に施行された。日本国憲法制定過程の議論でも、特に第90回帝国議会において「文化」や「文化国家」についてのさまざまな発言がなされていたが、制定後公布に向けた普及過程においても「文化」に関する議論と実践は、憲法普及会の活動を中心に活発に行われていた。本研究の目的は、社会秩序の根底を規定する日本国憲法が解釈され広まっていく普及過程における「文化」をめぐる議論と実践の分析を通じて、戦後直後の日本社会で「文化」がどのように位置づけられていたかを明らかにし、戦後日本の文化政策を論じる基本的な前提として共有することである。

本研究で中心にとりあげる憲法普及会は、日本国憲法公布から施行までの半年の間に、「民主的な憲法」を普及させるため、GHQの指導の下に帝国議会内で作られて活動した半官半民の組織である。1946(昭和21)年12月1日に組織され、会長芦田均、事務局長永井浩(文部官僚)、衆議院・貴族院の両院議員を評議員とし、評議員の中から理事を選任していた。議員の他に学者(河村又介、末川博、田中二郎、宮沢俊義、横田喜三郎、鈴木安蔵)、ジャーナリスト・評論家(岩淵辰雄、小汀利得、長谷部忠ら)も参加していた。講義および出版による憲法の内容の解説と普及のための文化事業が主な活動だった。

講義および出版においては、例えば憲法普及会による書籍『新憲法と文化』(1948年)では文化国家が「既に政治的標語になっている」という記述(1頁)があったように、先の帝国議会でも展開されたような「文化」に関する議論が、よりはっきりとしたかたちで繰り返されている。その他の公務員研修や一般国民向け集会、全戸に無料配布された小冊子『新しい憲法 明るい生活』2千万部や『新憲法講話』非売品5万部等の印刷物においても、「文化」「文化国家」を論ずる文章も掲載されている。

また文化事業については、中央組織の下に各都道府県支部が組織された。活動期間は実質半年程度とはいえ、「新憲法施行記念国民歌『われらの日本』」、「憲法音頭」(サトウハチロー作詞、中山晋平作曲)、ドキュメント映画「新憲法の成立」の製作、映画「情炎」「壮士劇場」「戦争と平和」の資金援助、児童向け短編映画、幻灯、紙芝居、かるたなど、歌舞音曲映画を用いて日本国憲法普及のために様々な活動が行われ、一種の文化政策の様相を呈していた。

憲法普及会の活動を中心とする日本国憲法普及過程は、「文化」をめぐる議論と文化事業の実践を通じて、戦中から戦後という社会の変化に合わせて「文化」という概念の意味を戦中と連続しつつも変更していく過程でもあった。当日の報告では資料を引用しつつ、より詳細に論じたい。